

**特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画に基づく
「搬出の考え方」について**

令和 5 年 3 月 31 日
環 境 省
福 島 県

特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画（以下「計画」という。）に基づく搬出の考え方について、特定廃棄物埋立処分施設の埋立状況、特定廃棄物等固型化处理施設の稼働状況、各保管場所における詰替施設の整備状況及び搬出準備の進捗状況などの諸条件を踏まえ、下記のとおり定める。

記

1 対象期間

令和 5 年 4 月～令和 5 年 11 月とする。

2 対象期間中の総搬入可能量

27,000 m³（袋）程度とする。

3 搬出対象となる廃棄物

地盤改良用収納容器に詰め替えた廃棄物（焼却主灰、不燃物等）及びセメント固型化した廃棄物を対象とする。

4 搬出時期・量

- (1) 対象期間中の搬出については、以下に該当する特定廃棄物等を優先しながら、環境省が、各保管場所における搬出準備作業の状況や、特定廃棄物（帰還困難区域から発生した廃棄物を除く。）の想定輸送期間を埋立開始（平成 29 年 11 月）後から 6 年とした計画を踏まえ、廃棄物の保管管理者と搬出時期・量について調整の上、実施することとする。

ア 「富岡町及び檜葉町等双葉郡優先分」

施設が立地する富岡町・檜葉町、特定廃棄物が多く存在する双葉郡に配慮する。

イ 「広域処理施設関連優先分」

放射性物質に汚染された廃棄物の広域的な処理を受け入れている施設（浪江町等）の負担に配慮する。

- (2) 環境省が、保管管理者と搬出時期・量について調整を行うに当たっては、比較的少量の廃棄物が保管されている保管場所の早期解消や廃棄物が多く保管されている保管場所から計画的な搬出を行うことを基本とし、各保管場所の事情等を勘案する。
- (3) 双葉郡 8 町村の生活ごみについては、想定輸送期間を埋立開始後から 10 年としており、対象期間後も引き続き計画的に搬出を行う。